平成２２年（フ）第５９６５号
大阪市城東区成育１－４－５　コーエイ・ハイツ303、住民票上の住所大阪府枚方市長尾元町６丁目17番１―304号
破産者　近藤都希夫
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７７４号
大阪市鶴見区鶴見５丁目６番１―501号、事業所所在地大阪市城東区古市１―10―19
破産者　スナック祥こと　井下　笑子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８９号
堺市中区土塔町3013番地　コーラルゲイブルス303号、前住所堺市中区学園町２番29号
破産者　植田　米子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
大阪府豊中市庄内西町４丁目15―９、開始決定時の住所兵庫県尼崎市道意町３丁目７番地
破産者　兼濱　長眞
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１８号
兵庫県尼崎市富松町１丁目40番３―206号
破産者　鷹柳　武彦
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７００号
兵庫県西宮市山口町上山口765番地　サンスコーレ壱番館107号、前住所兵庫県西宮市名塩山荘６番９号
破産者　下唐湊光雄
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県姫路市家島町真浦614番地
破産者　兵庫丸こと　合田　美孝
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５号
北九州市八幡西区紅梅２丁目９番16―607号、開始決定時の住所北九州市八幡西区萩原２丁目４番４―605号
破産者　新元　秀春
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５号
北九州市小倉北区萩崎町10番７―110号
破産者　池田　尚昌
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１０号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯３丁目15番14号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市星ケ峯１丁目22番12号
破産者　岩﨑　　保
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
新潟市西区坂井砂山２丁目１番15号
破産者　間　　奈美
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５１号
新潟市中央区幸西１丁目１番53―702号、前住所新潟市中央区幸西４丁目５番８号　ライズ万代タワー202号
破産者　太田　勝也
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５０号
京都府長岡京市高台３丁目６番地２
破産者　徳田　百美
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８０９号
大阪府茨木市奈良町13―１　光耀ハイツ105、開始決定時の住所京都市南区久世上久世町813番地向陽セントラルハイツ414号
破産者　小野　輝之
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６８号
京都市左京区山端森本町24番地
破産者　松岡　　勇
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
京都府福知山市長山町５番地Ｓ433号、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市石原５丁目71番地レオパレスサージュ101号
破産者　長村　岳弘
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係